

JASTPRO 407

貿易手続簡易化のために
2012-08

財団法人 日本貿易関係手続簡易化協会

今月号の内容

- 記事1. サプライチェーン情報基盤研究会 1
- 記事2. ◇連載◇ 貿易契約の諸問題(4) 7
早稲田大学名誉教授 朝岡 良平
- 記事3. 国連CEFACTからのお知らせ 19

＝JASTPRO広報誌電子版のご案内＝

裏表紙にJASTPRO広報誌電子版のご案内を掲載しておりますので、ご参照下さい。

国連CEFACT日本委員会(JEC)は、平成24年2月2日に開催した平成23年度第2回運営委員会において、JEC規約第6条第7項の規定に従い、新たな作業部会として、サプライチェーン情報基盤研究会(略称:SIPS)の設立を承認しました。それに引き続き、平成24年6月14日開催のJEC第24回総会はSIPSの平成24年度活動計画を承認しましたので、SIPS事務局長の菅又久直氏にSIPSのこれからの活動の概要を以下の通り説明して頂きます。

サプライチェーン情報基盤研究会

事務局長 菅又 久直

経済産業省の指導により、2009年度から進められてきたビジネスインフラ整備事業では、大企業と中小企業の双方が、業界や系列を超えて自由自在に情報交換や情報共有ができる「望ましい業界標準EDI」構築のために「業界横断EDI仕様」の策定を含め、わが国製造業の情報共有基盤の整備が進められつつあります。

そうした中、2011年に起きた東日本大震災やタイの洪水の影響で、企業に必要な部品・材料の調達ができない状況が国内のみならず全世界的に広がる、いわゆるサプライチェーンの寸断が発生しました。こうした国内およびグローバルなサプライチェーンの脆弱性に対処するためには、完成品メーカーから国内外に拡散しているサプライチェーンの末端の部品・材料メーカーまで情報システムの活用が広がり、サプライチェーンにおける情報連携により効率化や安全性を追求できる基盤整備の必要性が改めて認識されました。

また、サプライチェーンにおける部品・材料の調達や製品の販売を商流とすれば、商流に必要なお金の流れ・金流もサプライチェーン情報基盤として重要です。サプライチェーンの動脈である商流と静脈である金流がスムーズに流れるためには、商流と金流が同期するよう商流と金流の間で情報連携を行える基盤整備が必要となっています。

サプライチェーン情報基盤研究会(SIPS:Supply chain Information Platform Study group)は、国内におけるビジネスインフラ構築を進めてきた次世代EDI推進協議会の成果(業界横断EDI仕様V1.1)を継承し、グローバルな情報連携との相互運用性を保ちながら、その成果を金流・商流の情報連携を含め、サプライチェーンに関する業務・業種に幅広く拡充してゆく役割も担って、国連CEFACT日本委員会の下に設置された研究会です。

1. SIPSの目的

SIPSは、我が国の企業が海外との取引、または海外への進出において、日本と対象国のサプライチェーン情報基盤の相互運用性を確保することにより、相互の企業にとってサプライチェーンの効率化と安全性を図り、日本を含む取引関係各国が形成する経済産業ネットワークの構築により、国際経済社会の成長を牽引することを目的としています。

2. SIPSの体制

SIPSは、2012年4月、国連CEFACT日本委員会の下に一つの作業グループとして設置されました(図-1)。SIPSは、国連CEFACT日本委員会運営委員会の指導に基づき、SIPS会員による賛助会費により自主的に運営されています。

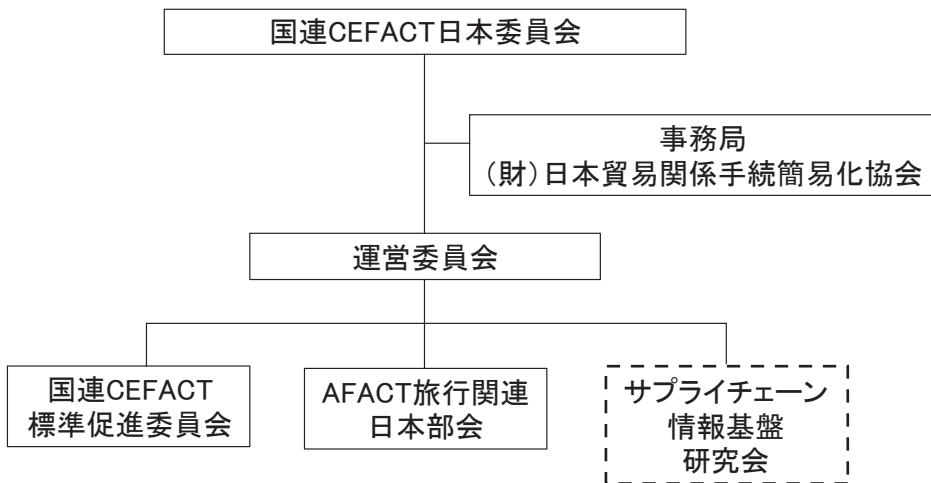


図-1 サプライチェーン情報基盤研究会(SIPS)の位置づけ

SIPSは、2012年8月現在、11会員(財団法人日本貿易関係手続簡易化協会はSIPSの特別会員です)と6つの業界団体委員で運営されています。

3. SIPSの活動計画(2012年度)

2012年度はSIPS設立の初年度です。SIPSの事業活動の方向性を定め、ゴールに向かっての組織体制を確立し、着実な第一歩を踏み出さなければなりません。そのため、まずは会員の合意に基づき、サプライチェーン情報基盤のあるべき姿につきビジョンを明確にすることを2012年度の方針とし、4つのタスクフォースを設置し、活動を開始しています(図-2)。

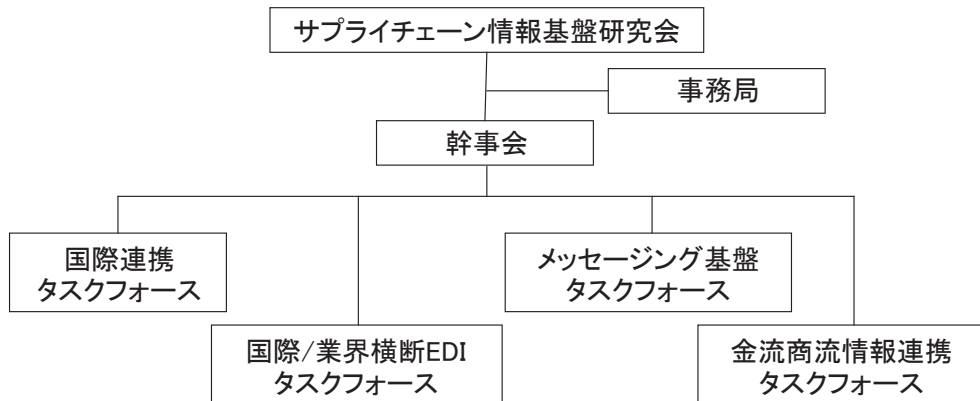


図-2 SIPSの4つのタスクフォース

(1) 国際連携タスクフォース

国際連携タスクフォースは、国際EDI標準の開発・保守とアジア各国との連携のための活動を行います。

① 国際技術標準調査および推進

国連CEFACTのEDI共通辞書整備に参画するとともに、国内からの共通辞書追加要求等の検討を行います。また、サプライチェーン情報基盤の整備推進で重要と思われる次の分野で、国際標準化動向の調査を行うとともに、可能な範囲において、国際標準化作業へ参画します。

- EDI標準化に係わる技術標準フレームワーク
- EDI共通辞書定義関連技術（コア構成要素技術仕様とXML）
- オープンデータ交換フレームワーク（ISO標準と国連CEFACT標準）
- EDI共通辞書保守管理（日本・アジアからの追加要求を含む）

国連CEFACTへは、国連CEFACT日本委員会を通じて、SIPSの会員および事務局が参加しています。

② 国際標準化におけるアジア連携推進

将来のアジア地域におけるグローバル・サプライチェーンの効率化を見据えて、業界横断EDI仕様のアジア展開の可能性を含め、次の国際会議にSIPSの成果を提案し、各国とのサプライチェーン情報連携を推進します。

- 貿易円滑化と電子ビジネスのためのアジア太平洋協議会（AFACT）

AFACTは、国連CEFACTが開発した貿易円滑化と電子ビジネスに関する国際標準等の普及を図るために、国連CEFACTアジア地区ラポーターと連携し活動する非営利団体です。現在、アジアの20カ国・1地域・1組織が参加しています。

SIPSの事務局長である菅又は、AFACTの技術および技法委員会の議長を務めています。

- 国連 ESCAP アジア太平洋貿易手続簡易化フォーラム (APTFF)

APTFF は、アジア太平洋地域の経済・社会開発のための機関である国連 ESCAP とアジア開発銀行が主催する「アジア太平洋貿易円滑化フォーラム」で、アジア太平洋地域における貿易手続簡易化と電子ビジネスを促進するを目的としています。

- 国連アジア太平洋電子取引専門家ネットワーク (UNNExT)

UNNExT は、電子取引と貿易のシングルウィンドウを、国際標準に基づき、アジア太平洋地域の主に発展途上国において促進する地域情報ハブを目指し、2009年に国連 ESCAP と国連 ECE が協力し発足したグループです。国際標準 (国連 CEFAC T、WCO) に則り、電子取引と貿易のシングルウィンドウのための調査分析・知識共有・ツールとガイド整備・教育研修・地域技術支援などの活動を行なっています。

SIPS の事務局長である菅又は、UNNExT のアドバイザーの一人で、データ・ハーモナイゼーションを担当しています。

(2) 国際／業界横断 EDI タスクフォース

国際／業界横断 EDI タスクフォースは、次世代 EDI 推進協議会より引き継いだ「業界横断 EDI 仕様 V1.1」をベースに、関連業界の提案に基づく拡充を行います。2012 年度中に、サプライチェーンの中核である「受発注」「出荷納入」「請求支払」の業界共通部分につき業界横断 EDI 仕様を策定する計画です。

① 業界横断 EDI 仕様の保守手続の整備

業界横断 EDI 仕様への変更・追加提案および業界横断 EDI 仕様対応業界固有仕様の審議・承認・公開に関する手続きを策定します。

② 業界横断 EDI 仕様の拡充

サプライチェーンの中核である「受発注」「出荷納入」「請求支払」の業界共通部分につき業界横断 EDI 仕様を策定します。

③ 業界横断 EDI 仕様のための EDI 共通辞書の整備

業界横断 EDI 仕様の情報項目定義参照のため、国連 CEFAC T の EDI 共通辞書を日本語化し、公開します。

④ 業界横断 EDI 相互運用性フレームワークの策定

業界横断 EDI 仕様の共有仕様と業界固有仕様の定義手法および組み合わせ手法を検討し、相互運用性フレームワークを策定します。

⑤ 企業・業界提案の変更・追加要求の審査

業界横断 EDI 仕様の保守手続に基づき、業界横断 EDI 仕様への変更・追加提案および業界横断 EDI 仕様対応業界固有仕様の審査を行います。また、必要に応じて国際標準に提案することになります。

(3) 金流商流情報連携タスクフォース

金流商流情報連携タスクフォースは、決済関連国際標準の実装や位置情報把握技術等の技術革新、および業界横断EDI仕様等を活用して、金流商流情報連携の課題を解決する実現可能な仕組みにつき調査研究を行います。

① 決済における事務処理の合理化

支払通知と振込金額の不一致解消、銀行振込金額による請求消し込みの合理化、および売掛・買掛の違算解消のための仕組みを検討します。

② 資金回収の迅速化

検収と支払の連動や売掛の債権化に対するニーズ調査と解決の仕組みを検討します。

③ 融資機会の拡大

EDIによる取引の可視化をベースにした、発注情報や受注残をベースにした融資のニーズおよび可能性の調査研究を行います。

④ 最新ネットワーク環境の活用

新世代金融ネットワーク(第6次全銀システム)とビジネスインフラ(業界横断EDI)の連携による新たなビジネス機会創出の調査研究を行います。

(4) メッセージング基盤タスクフォース

国境を越えたEDI情報のやり取りには、国際電子認証基盤を含め、国際相互運用性のある信頼できるメッセージ交換の仕組みが必要です。現状の日本およびアジア地域のEDIネットワーク基盤を調査し、実現性のある国際メッセージング基盤の検討を行います。

① 国際メッセージング基盤調査

日本およびアジア地域のEDIネットワーク基盤の現状を調査し、解決すべき課題を明らかにします。

② メッセージング基盤国際動向調査

欧米にて先行している事例を研究し、国連CEFACTで検討が開始されたメッセージング基盤の国際標準(勧告)策定プロジェクト「信頼できるメッセージ交換」に参加し、日本およびアジアへの適用方法を検討します。

③ ビジネス文書ヘッダーの標準化

広範囲の企業間情報共有においてはネットワーク上で複数の仲介者やデータベースを活用すること想定され、より汎用的なビジネス文書ヘッダー(BDH)が必要となっています。国連CEFACTで進められているBDHプロジェクトに参画し、日本およびアジアのビジネスとネットワーク基盤による要件を国際標準に反映するよう活動します。

④ グローバルビジネスのための標準メッセージング基盤

日本およびアジアで共有できる標準メッセージング基盤の枠組みを策定し、提案してゆきます。

2012年8月現在、上記の活動計画に基づき、全てのタスクフォースが立ち上がっています。また、これまでに、国連CEFACTフォーラム(スイス/ジュネーブ)、AFACT運営会議(イラン/キッシュ)および国連CEFACT手法および技術PDA中間会議(オーストラリア/メルボルン)に参加し、積極的な国際連携活動を展開しています。

SIPSの活動および成果につきましては、SIPSホームページ(<http://www.caos-a.co.jp/SIPS/index.html>)をご参照下さい。

記事2. 貿易契約の諸問題(4)

早稲田大学名誉教授 朝岡 良平

4. 品質と商品性に関する黙示条項

4.1 SGA 第14条の背景

4.1.1 Caveat emptorの原則

1893年SGAの起草者であるSir Chalmersによると、第14条の原案は起草委員会により幾度も検討を重ね、伝統的な「買主をして注意せしめよ」(caveat emptor)という原則を考慮して、作成されたということで、最終的にこの原則をかなり制限したということです¹。Caveat emptorの原則とは、物品売買においてその目的物の品質または売主の権原を保証する担保責任が契約条項に明示的に定められていなければ、売主に詐欺がある場合を除いて、買主は物品の瑕疵または売主の権原の瑕疵の危険を負担し、瑕疵に対する責任を売主に求めることができないというものです。この原則は、ほとんどすべての売買が公開市場(market overt)²で行われていた時代に端を発したもので³、スコットランド、ウェールズおよびアメリカでは認められていませんでした。この原則の目的は、訴訟の件数を減らすという目的であったということですが⁴、18世紀後半に、その原則の適用範囲を制限する傾向が顕著になってきます。

4.1.2 商品性に関する黙示の保証

初期の判例の中には、販売した物品の品質が不良であっても、売主がその品質について知らないかぎり、売主にはそれに対する責任がないと判示したものがありません。また、販売した物品が商品性(merchantable)でないことを知っている場合、少なくとも売主が商人であるときは、これに対する責任があると判示したものがありません。Stuart v. Wilkins事件⁵において、Lord Mansfieldは、「或る価格で明示の保証なしに物品を販売した場合、引受訴訟(assumpsit)により売主が責任を負うことがあったが、このような判例では、被告が物品の瑕疵を知っていたという明らかな事由にもとづいている」と述べています。また、Parkinson v. Lee事件⁶では、見本によるホップ(hops)の売買契約に、物品全体が見本に合致する旨が明示されていました。しかし、この物品が商品性を有した場合に合理的と思われる代金が支払われたにもかかわらず、この物

1 M. D. Chalmers, *The Sale of Goods Act, 1893*, 8th ed., 1920, p.45.

2 1979年SGA第22条(公開市場)の第1項は、the Sale of Goods (Amendment) Act 1994の第1条により、1995年1月3日から削除されました。

3 *Morley v. Attenborough* (1849) 3 Exch. 500, at p.511, per Parke, B.

4 Mercantile Law Commission, *2nd Report*, 1855, p.10.

5 *Stuart v. Wilkins*, 1 Dong. 18, at p.20.

6 *Parkinson v. Lee* (1802) 2 East 314.

品が商品性を有する旨の黙示保証はないと判示されました。したがって、ホップの栽培業者に騙されて不良品を購入した売主が、物品の隠れた瑕疵 (latent defect) を知らなかった場合には、たとえ商品性のないことが明らかにされても、売主には責任がありませんでした。1815年の巡回陪審裁判における Lord Ellenborough による判決が、このような広義の原則を最初に示したものであるということですが、それ以降、物品の品質に関する合意または意思表示がない場合でも、売主は物品に対して少なくとも商品性を有する旨の責任があると判示した判例について疑問がなくなりました⁷。そして、古い caveat emptor の原則はどのような場合に適用されるのか、また売主の担保責任はどのような場合に黙示されるのかという問題が解決されるようになりました。

4.2 商品性に関する黙示保証の基準

4.2.1 第1のケース

1868年の Jones v. Just 事件⁸において、Mellor 判事は、主要な判例を整理して、caveat emptor の原則が適用される場合と適用されない場合を次の5つに分類しています。

「第1は、物品が存在しており、買主により検査され、かつ売主側に詐欺がまったくない場合で、たとえ物品に隠れた瑕疵があっても、検査によって発見されることが難しく、かつ少なくとも売主が栽培業者または製造業者でないときは、caveat emptor の原則が適用される⁹。この場合、買主はこの問題について、自分で判断をする機会を持つことになる。検査の結果、満足できるものでなかったとき、あるいは自分の判断に確信がもてないとき、買主は保証責任を要求することができる。この場合、物品が特定の品質または商品性を有する旨の売買契約上の黙示条項は存在しない。例えば、食肉市場における売買の場合に、買主は購入する食肉を検査したが、食肉は実際に腐敗しており、食用には適さない状態であったにもかかわらず、通常の検査では外観上これを発見することができず、また売主もこれに気付いていなかかった。この事件で、この食肉が食用に適する旨の黙示保証は存在せず、caveat emptor の原則が適用されると判示された¹⁰。」

4.2.2 第2のケース

「第2は、存在していることが明確な物品で、これについて特別に説明が行われて実際の状態について何れの当事者もそれを確認できるような場合で、特定の品質または商品性に関する黙示保証は存在せず、caveat emptor の原則が適用される¹¹。」

7 S. Williston, *The Law Governing Sales of Goods*, rev. ed., 1948, para. 228.

8 *Jones v. Just* (1868) L.R. 3 Q.B. 197.

9 *Parkinson v. Lee*, *supra*.

10 *Emmerton v. Matthews* (1862) 7 H. & N. 586.

11 *Barr v. Gibson* (1838) 3 M. & W. 390.

4.2.3 第3のケース

「第3は、買主が、製造業者により知らされ、説明され、かつ特定された物品を、その製造業者に発注し、その際に、その物品を特定の目的に使用することを告げるが、それにもかかわらず、製造業者により知らされ、説明され、かつ特定された物品の供給を要求した場合で、その物品が買主の意図した特定の目的に適合する旨の黙示保証は存在しない¹²。」

4.2.4 第4のケース

「第4は、製造業者または商人が自分の製造または生産している物品、あるいは取扱っている物品を、特定の目的に適合するものであるとして、供給する契約を結び、他方、買主は、自分の判断によるのではなく、その製造業者または商人の技能と判断を信頼した場合で、その物品が使用される特定の目的に合理的に適合する旨の黙示条項または黙示保証が存在する¹³。」

4.2.5 第5のケース

「第5は、製造業者が、自分の製造している、または取扱っている物品を供給する約束を行い、他方、買主はその物品を検査する機会がなかった場合で、製造業者は商品性を有する物品を供給する旨の黙示条項が存在する¹⁴。また、造船業者が海上に浮かんでいる建造中の船を買主に売る契約を結び、買主は完成された時にこの船を見たけれども、建造中には一度も見ることがなかった場合には、買主は、この船がその使用目的に適合することについて、造船業者の技能と判断を信頼していたとみなされるという事由で、この原則が適用されることを示した判例がある¹⁵。」

4.3 SGA 第14条の変遷

4.3.1 1893年 SGA 第14条

1893年 SGA 第14条は、caveat emptorの原則で始まります。同条の冒頭で、制定法に別段の規定がないかぎり、特定の目的に適する品質または適合性に関する黙示の保証も条件も存在しないと規定しています。これは現行法でも同じです。第1項で、売主が営業において物品を供給しており、買主が物品を購入する特定の目的を知らせており、かつ売主の技能と判断を信頼した場合には、特定の目的に適する品質または適合性 (fitness for particular purpose) に関する黙示条件がある旨を規定しています。第2項で、売主が営業において売買する物品を、買主が記述によって購入した場合には、商品性 (merchantable quality) に関する黙示条件がある旨を規定しています。

12 *Chanter v. Hopkins* (1838) 4 M. & W. 399; *Ollivant v. Bayley* (1843) 5 Q.B. 388.

13 *Brown v. Edgington*, 2 Man & G. 279; *Jones v. Bright* (1829) 5 Bing. 533.

14 *Laing v. Fidgeon* (1815) 4 Camp. 169; 6 Taunt. 108.

15 *Shepherd v. Pybus*, 3 Man & G. 868.

4.3.2 1974年に修正された第14条

第14条は、the Supply of Goods (Implied Terms) Act 1973により、1974年に修正され、商品性の規定と適合性の規定の順序が入れ替わりました。第14条の冒頭の規定が、新しい第1項となりました。第2項で、売主が営業において売買する物品については、「買主が記述によって購入した場合には」という文言が削除された以外は変わりなく、商品性を有する旨の黙示条件があると規定しています。そして、第62条に第1A項「商品性の定義」が挿入されました。第3項において、売主が営業において売買する物品で、買主がそれを購入する特定の目的を売主に知らせた場合には、特定の目的への適合性に関する黙示条件があると規定しています。第4項は、特定の目的に適する品質または適合性に関する黙示の保証または条件は商慣習によって付加することができるかと規定していますが、これは旧第3項と同文です。旧第4項の規定は、第55条「黙示条項の排除」の規定と重複するので、削除されました。さらに、第5項と第6項が追加されました。第5項は現行の1979年SGA第14条第5項と同文です。第6項は、買取選択権付賃貸借法(the Hire Purchase Act 1965)にもとづく取引に第3項が適用される旨の規定ですが、1979年の改正の際に、第3項の規定に包含されました。

4.3.3 1979年SGA第14条

1979年SGAが制定され、1980年1月1日に発効しました。第1項は、旧第1項とほぼ同じです。第2項は、the Supply of Goods (Implied Terms) Act 1973により修正された1893年SGA第14条第2項と同文で、商品性に関する黙示条件を規定しています。また、上記の第62条に追加された第1A項の「商品性の定義」が、第14条第6項として移動しています。第3項および第4項は変更がありません。新たに第5項が追加され、「スコットランドにおいては、売主による売買契約の重要な部分の不履行は契約違反であり、買主は、引渡後の合理的な期間内に物品を拒絶し、かつ契約が履行拒絶されたものとして扱う権利を取得するか、あるいは、物品を保持し、かつかかる重要な部分の不履行を、補償または損害賠償を請求し得る契約違反として扱う権利を取得できる」旨を規定しています。第6項は、「いかなる種類の物品も、その物品に適用される記述、価格(関連がある場合)、およびその他の関連する状況から期待することが合理的であるとして、通常購入される目的に適合するときは、その物品は本条第2項に定める商品性を有するものとする」と規定していますが、これは1994年の改正で、一部の文言を変更して第2A項になっています。第7項と第8項は、1979年SGAの改正に伴う経過措置に関する規定で、現行の第7項と第8項と同文です。

4.4 「商品性」の見直し

4.4.1 SGAにおける商品性の定義

1979年SGAが制定された当初、第14条第2項は「売主が営業において物品を売買する場合には、次の各号に該当する場合を除いて、契約にもとづいて供給される物品が商品性を有す

る旨の黙示条項が存在する」と定めていました。また、第6項は「如何なる種類の物品も、その物品に適用される説明、その価格（関連があるとき）、およびその他の関連する状況から期待することが合理的であるとして、通常購入される目的に適合するときは、その物品は本条第2項に定める商品性を有するものとする」と、商品性の定義を定めています。この定義は、the Supply of Goods (Implied Terms) Act 1973の第7条第2項の規定によって、SGAに挿入されたものです。1893年SGA第14条は、イングランドにおけるコモン・ローのcaveat emptorの原則にもとづいています。スコットランドでは、このような原則によらず、売主の善意とその物品が価格に相応しいものであるか否かが重要視されます。Rogers v. Parish (Scarborough) Ltd.事件¹⁶において、「第14条第6項の定義は法であり、例外的な場合にのみ、現行法の定義が制定される以前の判例を参照すべきである」と指摘されました。

4.4.2 売買に関連する各種制定法間の調整

しかし、19世紀までの判例にもとづいて起草されたSGAが時代遅れのものであることは否めません。第2次世界大戦後、スーパーマーケット、家電製品や自動車などの割賦販売などが発達し、消費者に対する物品売買の多様化に対応する制定法が設けられました。物品売買法とこれらの制定法との間の基本的な規則の調整が必要になるとともに、また、イングランド、ウェールズ、北アイルランドとスコットランドの法律の相違にもとづく問題を解決して、イギリス全体に適用する統一的売買法を整備する必要性が高まってきたことも事実です¹⁷。例えば、イングランドの法律における契約条項の「条件」と「保証」という区別は、スコットランドの法律にはありません。小売店における売買では、消費者は、購入した物品に瑕疵がなくても（条件違反がなくても）、購入直後であれば、返品することができます。場合によっては、売買当事者を消費者と非消費者に分けることを考えなければなりません。また、これまでの黙示の「条件」や「保証」という用語を「条項」に変更することも検討の対象になってきました。

4.4.3 品質に関する黙示条項に対する批判

第14条の品質に関する黙示条項について、様々な意見が法律委員会によせられました。第1は、「商品性」という用語それ自体が時代遅れであり、相応しくないという批判です。第2は、「特定の目的への適合性」に偏りすぎているので、品質に関するその他の問題点、例えば、物品の「外観および仕上げ」であるとか、「僅かな瑕疵もないこと」という点を明確にすべきであるという意見です。第3は、物品の品質には、合理的に「耐久性」であり、また「安全性」であることを要因とすべきであるという意見です¹⁸。

16 *Rogers v. Parish (Scarborough) Ltd.* [1987] 2 W.L.R. 353.

17 このような目的で、現行法の欠陥を是正する勧告を行うのが、the Law Commission およびthe Scottish Law Commissionに課せられた任務ということです。The Law Commissions, *Sale and Supply of Goods*, (Law Com. No.160) (Scot. Law Com. No.104), May 1987. para. 2.6.

18 The Law Commissions, *op. cit.*, para.2.9.

4.5 「商品性」という用語は時代遅れ

「商品性」という言葉は、「商人」や「商取引」に関係がある意味に限られて使用されていると思われます。しかし、商取引の分野でも、この言葉について批判があります。1893年SGAの制定直後、この言葉は「例えば、穀物、小麦粉などの天然資源には適切と思われるが、複雑な機械には相応しくない」と批判されました¹⁹。顧客の注文によって組立てられたコンピュータが「商品性」であるか否かを論じることは全く不適切であると思われます。Cehave N.V. v. Bremer Handelsgesellschaft m.b.H. (The Hansa Nord) 事件²⁰において、CIF Rotterdam条件によるU.S. citrus pulp pelletsの売買契約に挿入されていた“shipment to be made in good condition”という約款の解釈が問題になりました。商事仲裁人は、この物品が損傷を被った状態で仕向港に到着したが、損傷の状態から判断して、物品が良好な状態で船積みされなかったこと、またCIF条件であるから、買主はこの物品の受領を拒絶できる旨の仲裁判断を下しました。しかし、控訴裁判所は、この仲裁判断を法律上誤っているとして否認し、この事件における物品が商取引上の「商品性」を有したので、この点において、1893年SGA第14条第2項に規定されている商品性に関する黙示条件の違反はなかったと判示しました。

けれども、この事件を担当したOrmrod L.J.は、次のような意見を述べています。「すでに、『商品性』という言葉は一般に使用されなくなり、特定の商取引に従事している商人や貿易業者を除いて、ほとんど意味を失っている。そこで、『商品性』という基準によって、『満足される品質』(satisfactory quality)であるか否かという判断を下す方式が難しくなった。特定の商取引について経験を有する商人は、荷物を見れば、『これは商品性を有しない』とか、『値段の割りには、商品性がある』と判断できるし、あるいは、『安物』か『中古品』の区別ができる。しかし、このような専門の経験がない裁判官や陪審員にとって『商品性』があるか否かを判断することは非常に難しいことである。」²¹

4.6 「僅かな瑕疵」と商品性

4.6.1 Millars of Falkirk Ltd. v. Turpie 事件

1976年のMillars of Falkirk Ltd. v. Turpie事件²²において、引渡された自動車のsteering systemに僅かなオイル漏れが問題になりました。ディーラーの説明では、この程度のオイル漏れは、steering systemが機能しなくなるまでに十分修理できるし、またこのsystemが万一止まっても、危険が生じることはないということでした。その修理費用は25ポンドでした。しかし、買主はこの自動車が商品性でないという理由で拒絶しました。スコットランドの民事上級裁判所 (Inner

19 *Bristol Tramways v. Fiat Motors Ltd.* [1910] 2 K.B. 831, at p.840, per Farwell L.J.

20 *Cehave N.V. v. Bremer Handelsgesellschaft m.b.H. (The Hansa Nord)* [1976] Q.B. 44.

21 *Ibid.*, at p.80.

22 *Millars of Falkirk Ltd. v. Turpie*, 1976 S.L.T. (Notes) 66, IH.

House) は全員一致で、この自動車が商品性であるという執行官裁判所の判決を支持しました。Lord President Emslieは、次のように述べています。「関連のある状況には、(1) 瑕疵は小さいので、いつでも簡単に僅かな費用で修理が可能であること、(2) デイラーはそれを修理する提案をしていること、(3) 瑕疵は明白で、それによる危険が小さいこと、および (4) 多数の新車は何かしらの瑕疵をもって引渡されるのであり、この事件にみられるように、新車がこのような状態で引渡されるのは決して例外的でないことが含まれる。この自動車は、メーカーの『修理保証条件』付きで販売されているので、もしこのような条件が提示され、買主がこれを信頼する場合には、裁判所はさらに、これを考慮すべき要因に加えるものと思われる。」

4.6.2 Rogers v. Parish (Scarborough) Ltd. 事件

1987年のRogers v. Parish (Scarborough) Ltd. 事件²³において、引渡された自動車のoil sealsに重大なオイル漏れが発見され、かなりの量のオイルがなくなっており、また、エンジン、ギアボックスおよび車体の外装にも瑕疵が発見されました。第一審は、この自動車が商品性を有するという判決を下しました。その理由として、これらの瑕疵はすべて修理が可能であり、(短期間内であったが) 実際に、一切買主の負担なし修理が行われ、買主はこれにより5,000マイルの走行が得られたことを挙げました。しかし、控訴裁判所は、この判決を覆し、物品にある程度の非商品性(unmerchantable)が存在する場合には、たとえその瑕疵が短期間内に修理できたとしても、その事実をもってその物品が非商品性であったという主張を妨げることはできないと判示しました。実際に修理されたということと、引渡された時におけるこの自動車の品質とは関係ないことです。さらに、(第一審における判決に述べられていることに関連して)、自動車がある場所を発車して他の場所まで安全に運転できたか否かを尋問し、「イエス」という答えがあったので、この自動車が商品性であったことは間違いないと結論するのは正確でないと指摘しています。Mustill L.J.は、SGA 第14条第6項「商品性の定義」に関連して、次のように述べています。「(自動車を購入する者は) 自動車を購入する目的の中に、単に或る場所から他の場所に自動車を運転するだけでなく、或る程度、快適さ、運転し易さ、信頼性および(場合によると) その自動車の外装および内装について自慢というものを含めるであろう。ある程度というのが、どの位であるか、また、他の要因に比べて、自動車に付随する特性(characteristic)の相対的重要性は、その種の自動車がターゲットとする市場により異なるであろう。」²⁴ Mustillは、この自動車が新車であり、価格が通常のものよりも高いことを指摘しています。そして、「買主は、おそらく自分が支払った価格に対して、それ相応の価値を期待する権利がある」と述べています²⁵。同判事は、メーカーの保証(warranty)があったからこの自動車が売れたという事実が重要視されたことに疑問を示して

23 *Rogers v. Parish (Scarborough) Ltd.* [1987] 2 W.L.R. 353.

24 *Ibid.*, at p.359F.

25 *Ibid.*, at p.359H.

います。また、Sir Edward Eveleighは、「原告がこの保証によって修理してもらう権利を有するという事実は、この自動車が引渡された時に、その目的に適合していた証拠にならない」と述べました²⁶。保証があるということは、もしその保証がなければ、買主は購入しようと思った自動車よりも、もっと安い標準的な自動車を購入した、あるいはそのように期待するのが合理的であるということの意味しません。

4.6.3 メーカーの修理保証と物品の瑕疵

Rogers v. Parish (Scarborough) Ltd. 事件²⁷の判決は、自動車が安全に運転可能であっても、非商品性であるかという疑問に終止符を打つものですが、例えば、自動車のような複雑な商品について、どのような僅かな瑕疵でも、これをすべて修復しなければ、この商品を「非商品性」にしてしまうのか否かという問題が残ります。確かに、新車の買主は誰でも、引渡の前に、メカニカルな面だけでなく、外装・内装についてすべての瑕疵を(もしあれば)修理して欲しいと考えます。しかし、実務上、たとえ新車に小さな瑕疵があっても、買主は、これに気付いた時、メーカーの保証にもとづいて無償で修理してもらう権利があるので、引渡を拒絶することをしないのが一般的な傾向です。今日、ほとんどの新車の購入者は、引渡の際に小さな瑕疵があることを承知しているようにみえます。もしそうならば、「...期待することが合理的である」という第14条第6項「商品性の定義」の文言は、この程度の瑕疵は自動車を第14条第2項にいう非商品性なものとしなないのかという疑問が生じます。もし自動車が非商品性でないなら、売主は契約違反をしたことにならないので、損害が生じても、売主は買主に対して何らの補償または損害賠償を行う義務がないこととなります。Millars of Falkirk Ltd. v. Turpie 事件²⁸では、買主は購入した自動車について損害賠償請求権が認められませんでした。他方、新車に僅かな瑕疵があるとき、この新車を非商品性であるとする場合には、この瑕疵がどんなに迅速かつ簡単に修理が可能でも、買主はこの自動車を拒絶すると思われれます。この問題は現在起きたものではありません。例えば、1925年のInternational Business Machines Co. Ltd. v. Shcherban 事件²⁹において、カナダの裁判所は、284ドルの事務用機械のダイヤルのガラス(僅か数セントの価格)が破損していたので、この事務用機械が非商品性であると判示しました。また、Winsley Bros. v. Woodfield Importing Co. 事件³⁰では、90ドルした機械に小さな瑕疵があり、その修理費が僅か1ドルでしたが、この瑕疵があったために、ニュージーランドの裁判所はこの機械が非商品性であると判示しました。

26 *Ibid.*, at p.362D.

27 *Rogers v. Parish (Scarborough) Ltd.*, *supra*.

28 *Millars of Falkirk Ltd. v. Turpie*, *supra*.

29 *International Business Machines Co. Ltd. v. Shcherban* (1925) 1 D.L.R. 864.

30 *Winsley Bros. v. Woodfield Importing Co.* [1929] N.Z.L.R. 480.

4.7 耐久性と安全性

物品の品質は、その引渡の時に契約に合致していることが求められます。その後でないことは明らかです。しかし、法律上、物品が合理的に耐久性なものでない限り、商品性であるみなされません³¹。もちろん、合理的な耐久性は、物品の性質とそれぞれの場合におけるその他の状況によって決まる問題です。裁判所は、関係があるとみる場合、物品が引渡時に適切な標準的状态にあったか否かを確認する調査を、訴訟が提起された後に行うのです。しかし、耐久性の概念や品質に関する条項が有効である期間について、SGAには明示的な規定が全くありません。したがって、物品が合理的な耐久性である必要があるか否かは分かりません。制定法に規定がないので、少なくとも消費者の苦情に対応する場合に不便です。実際に、消費者保護団体、カーペット、靴などの業界団体には、不合理な短期間内に修理や修繕ができないほどボロボロになってしまったという苦情が多数寄せられるということです。特定の消費財については、耐久性や安全性について、標準業務コードがありますが、メーカーがこれを遵守するか否かは自主的に決めることであり、消費者がこれを強制することはできません³²。また、物品の安全性は、これが用いられるときに、ほとんどすべての場合に、目的への適合性という観点から重要であることは明らかです。

4.8 現行の制定法の規定

4.8.1 1979年SGA第14条

第14条 品質または適合性に関する黙示条項

第1項 本条および第15条に定められている場合を除き、かつ他の制定法に別段の規定がないかぎり、売買契約にもとづいて供給される物品の特定の目的に適する品質または適合性に関する黙示条項は存在しない。

第2項 売主が営業において (in the course of a business) 物品を売買する場合には、契約にもとづいて供給される物品が満足される品質 (satisfactory quality) である旨の黙示条項が存在する。

第2A項 本法の目的のために、物品の記述、価格 (関連がある場合)、およびその他すべての関連する状況を考慮して、合理的な者が満足すると考える標準を物品が満たす場合に、その物品は満足される品質のものであるとする。

第2B項 本法の目的のために、物品の品質は、物品の状態 (state and condition) を含み、また、必要な場合には、(その他の中に) 下記の要因が、物品の品質の一部となる。

(a) その種類の物品が通常供給されるすべての目的への適合性 (fitness)

(b) 外観および仕上げ (appearance and finish)

31 *Lambert v. Lewis* [1982] A.C. 225, at p.276, per Diplock L.J.; *Crowther v. Shannon* [1975] 1 W.L.R. 30.

32 The Law Commission, *Report on Implied Terms in Contract for the Supply of Goods*, (Law Com. No.95), 1979, para.113.

- (c) 僅かな瑕疵もないこと (freedom from minor defects)
- (d) 安全性 (safety)、および
- (e) 耐久性 (durability)。

第2C項 上記の第2項に黙示される条項は、物品の満足度を阻害する次の事項まで拡大しない。

- (a) 契約成立以前に買主が特に気付いた事項
- (b) 契約成立以前に買主が物品を検査した場合には、検査により明らかになったであろう事項
- (c) 見本による売買契約の場合には、見本を合理的に検査した際に明らかになったであろう事項。

第2D項 買主が消費者として取引する場合、またはスコットランドにおいて、売買契約が消費者契約である場合、上記の第2A項に定める「関連する状況」には、売主、生産者またはその代理人が、特に広告またはラベルにおいて、物品について表示した物品の特性に関する公開された意見表明 (public statement) が含まれるものとする。

第2E項 公開された意見表明とは、前記の第2D項の効力によるのではなく、売買契約の場合には、売主が次のいずれかを示したときは、上記第2A項の目的のための「関連する状況」である。

- (a) 契約成立時に、売主はこの意見表明を知らなかった、または合理的に知り得なかったこと、
- (b) 契約成立以前に、この意見表明はすでに公開の場から撤回されていること、または不正確ないし誤解を招くものは公開の場において訂正されたこと、
- (c) 物品を購入する決定は、そのような意見表明に影響されることがないこと。

第2F項 上記の第2D項および第2E項は、(買主が消費者として取引すると否とにかかわらずなく、あるいは、スコットランドにおいては、売買契約が消費者契約であると否とにかかわらずなく) 公開された意見表明が、これらの2つの項とは別に、すでに第2A項の目的のために関連する状況である場合には、このような意見表明が第2A項の目的のために関連する状況であることを妨げるものではない。

第3項 売主が営業において物品を売買しており、かつ買主が明示的または黙示的に、その物品を購入した特定の目的を

- (a) 売主に、または
- (b) 購入代金の全部またはその一部が分割払いにより支払われることになっており、かつ物品がすでにクレジット業者から売主に売り渡された場合には、当該クレジット業者に知らせた場合には、その目的が物品を通常供給するためのものであると否とにかかわらずなく、契約にもとづいて供給された物品は、その目的に合理的に適合する旨の黙示条項が

存在する。但し、買主が売主またはクレジット業者の技能または判断を信頼していなかった、または信頼することが合理的でなかった場合を除く。

第4項 特定の目的に適する品質または適合性に関する黙示条項は、商慣習により売買契約に付加することができる。

第5項 本条に定める上記の規定は、営業において他の者の代理人(agent)として行為する者による売買に対して、営業において本人(principal)による売買に適用されるが如く、適用される。但し、他の者が営業においてその物品を売買しておらず、かつ買主が、契約成立以前に、その事実を知っていたか、あるいはそれを知り得るような合理的な手続がとられた場合は、このかぎりでない。

第6項 イングランド、ウェールズおよび北アイルランドに関しては、上記の第2項および第3項により黙示される条項は条件(condition)である。

第7項 下記の付表1の第5項は、1973年5月18日もしくはそれ以後で、かつ指定日時(the appointed day)の前に成立した契約に適用される。

第8項 前記の第7項および下記の付表1の第5項における指定日時とは、命令(statutory instrument: SI)により公布される国務大臣の命令により、これらの条項の目的のために指定された日時(the day)である。

4.8.2 主要な改正箇所

1979年SGA第14条は、the Sale and Supply of Goods Act 1994(1995年1月3日発効)の付表2の第5項(5)項(a)号により修正されました。一番大きな改正は、第2項における「物品が商品性を有する旨の黙示条項」から「物品が満足される品質である旨の黙示条項」に変更されたことです。そして、新しい第2条を補足する規定として、第2A条～第2C条が設けられました。旧第14条の第1項と第4項の「条件および保証」および第3項の「条件」がそれぞれ「条項」(term)に変更されました。次に、上記の1994年制定法第1条(1)項および第8条(2)項により、旧第14条の第2項に代えて、新しい第2項、第2A項、第2B項および第2C項が挿入されました。さらに、the Sale and Supply of Goods to Consumers Regulations 2002の第3条(SI 2002/3045; 2003年3月31日発効)により、消費者である買主を保護する目的で、第2D項、第2E項および第2F項が挿入されました。上記のように、第3項および第4項は、それぞれ「条件」または「保証または条件」を「条項」に変更した点を除いて、旧第3項および旧第4項と同文です。第5項は新設された規定です。第6項は、1994年制定法の第7条(1)、第8条(2)により、修正されました。第7項の目的のために、SI 1983/1522は、指定日時を1983年5月19日と指定されました。第8項に定める指定の権限は、SI 1983/1572の第2条により、指定された1983年5月19日に完全に行使されました。

4.9 アメリカ統一商法典の関連規定

4.9.1 UCC 2-314条 黙示の保証：商品性：取引慣習

- (1) 売主がその種類の物品に関する商人であるときは、物品が商品性である旨の保証が売買契約に黙示されているものとする。ただし、その保証が排除または変更される場合(2-216条)を除く。本条においては、飲食物の有償サービスは、消費される場所のいかんを問わず、売買とする。
- (2) 物品が商品性であるためには、少なくとも次の要件を満たしていなければならない。
 - (a) 契約上の記述にもとづいて取引上異議なく通用するものであること、
 - (b) 代替性のある物品 (fungible goods) の場合には、記述の範囲内で中等平均品質 (fair average quality) のものであること、
 - (c) そのような物品が使用される通常の目的に適合するものであること、
 - (d) 契約に含まれている各単位内でも、各単位を比較しても、合意によって許容されている偏差の範囲内で、均一の種類、品質および数量のものであること、
 - (e) 合意上の要求に十分に合致する内容、包装、および内容表示があること、かつ
 - (f) 容器または内容表示に示されている約束または事実の確言があったときは、これに合致すること。
- (3) その他の黙示の保証が、取引の過程または取引慣習から生じることもある。ただし、その保証が排除または変更される場合(2-310条)を除く。

4.9.2 UCC 2-315条 黙示の保証：特定の目的への適合性

契約締結時に、その物品が求められている特定の目的を売主を知り、かつ適切な物品を選択し、または供給する売主の技能または判断を買主が信頼していることを知り得る理由がある場合には、次条によって排除または変更されないかぎり、その物品はそのような目的に適用するものであるという黙示の保証がある。

(続)

記事3. 国連CEFACTからのお知らせ

3.1 2012年8月15日

UN/EDIFACTディレクトリ2011年後期版(D11.B)が機関承認され、公式ウェブにて閲覧可能となりました。

参考) 2011年後期版の公開が遅れた理由：

1. 当該版(D.11B)へ 世界税関機構(WCO)から提出された GOVCBR (WCO Data Model 第3版対応のEDIFACTメッセージ)の改訂版において、「標準メッセージおよびディレクトリ文書化に関する表記規則」(略称R.1023) 11版に規定する4桁のSegment Group Position Indicatorが最大値(9999)を超えてしまった為、当該規則の第12版の改訂(2012年5月1日公開)によって当該問題の解決を図らねばならなかった。
2. 上記改訂に基づくビューロプログラム支援グループの担当責任者によるD.11Bの検証作業が参加専門家の要員不足と検証作業用マニュアルの整備の遅れによって遅延した。

3.2 2012年8月13日

国連CEFACTは、コア構成要素を用いた電子文書生成に関する技術仕様(CCBDA:Core Components Business Document Assembly Technical Specification)第1版の公開を機関承認しました。

国連CEFACT CCBDAは、国連CEFACTのコア構成要素を用いて、特定の電文生成規則(syntax)に依存しないビジネス用電子文書を生成する方法を示し、且つ特定の電文生成規則や技術・技法を前提としない方法による電子文書の基本構造を定義したものです。

3.3 2012年7月24日

国連CEFACTスキーマ・ライブラリD.11B版が機関承認され、公開されました。
当該ライブラリに関する監査報告書は間もなく公開予定です。

— 協会ホームページのリンク集のご案内 —

<http://www.jastpro.org/link/index.html>

当協会のホームページのリンク集には、当協会の活動と日本輸出入者コードのユーザの方々のお役に立つと思われる関係諸機関・団体のホームページへのリンクを下記の分類で掲載しておりますので、ご活用下さい。

- ▶ 当協会に關係する我国の官公庁・公的機関（独立行政法人を含む）
- ▶ 輸出入關係手続きに關係する業界団体等
- ▶ 輸出入關係手続きに〔国内物流〕關係する情報源と用語集
- ▶ 国際空港の公式ページ
- ▶ 国際貿易港の公式ページ
- ▶ 貿易振興・簡易化や電子商取引の標準化活動を行なっている国内組織・団体
- ▶ 貿易振興・簡易化や電子商取引の標準化活動を行なっている海外組織・団体
- ▶ 貿易振興・簡易化や電子商取引の標準化に關係する国際機関
- ▶ その他の組織・機関

本協会の事業は、財団法人JKA、
日本財団、一般財団法人貿易・産
業協力振興財団からの助成金等、
関係業界からの寄付金および賛助
会費ならびにコード事業の収入に
よって行われております。

JASTPRO 第38巻 第5号 通巻第407号

・ 禁無断転載

平成24年8月29日発行 JASTPRO刊12-05

発行所 (財)日本貿易関係手続簡易化協会
東京都中央区八丁堀2丁目29番11号
八重洲第五長岡ビル4階
電話 03-3555-6031(代)
ファクシミリ 03-3555-6032
<http://www.jastpro.org>

編集人 山本達見

本誌は再生紙を使用しております。

— JASTPRO広報誌電子版への切り替えのご案内 —

当協会の広報誌は2007年4月より印刷版と電子版の2つのメディアを提供しております。印刷版と電子版は二者択一ではございませんが、印刷版につきましては賛助会員の方々には、これまで通りの口数を配布部数の上限とさせていただきます。(電子版には制限はございません。)

電子版への切り替えと、配布部数の追加方法：

毎月20日までに、次の項目を下記のアドレスへ送信してください。

- ▶ ご所属の組織名称
- ▶ 所属されている部署
- ▶ 申込者氏名
- ▶ 連絡先電話番号
- ▶ 送達をご希望のメールアドレス

【申込み宛先】

(財)日本貿易関係手続簡易化協会

業務第三部長 石垣 充

E-mail address: gyomu_dept@jastpro.or.jp

Japan
Association for
Simplification of
TInternational
Trade
PROcedures